

## 第二十四回 宗教法学会

政教条約下における聖職者の地位

——一九世紀フランスにおける聖職者司法特権——

徳永

千加子  
(富士大学)

はじめに

一 「特権的」保護の在り方

(一) 司法裁判権との管轄の重複

(二) コンセイユ・デタの裁量権に基づく保護の実態

二 法解釈論的見地からみた聖職者司法特権

(一) 判例変更の動き

(二) 裁判拒否と判例による解決

(三) 公務員特権との異同

小結

はじめに

一九〇五年以降のフランスは聖職者に特別の法的地位を与えず、当然に一般法に従属させるが、それ以前については事情は根本的に異なっていた。それは、政教条約体制 (régime concordataire)——一八〇一年九月一〇日批准のフランス—聖座間の条約に基礎を置く国内法、すなわち共和暦一〇年ジュルミナル一八日(一八〇二年四月八日)の法律、とくにその中の付属約款 (Articles Organiques) を法的基礎とする——が国制となっていたことにその根源的な理由がある。

コンコルダ付属約款の六一八条は、聖職者を一方または両方の当事者とする訴について、「権限踰越の訴 (recours pour abus ou appel comme d'abus)」<sup>(3)</sup>と呼ばれる制度を創設し、発足後まもないコンセイユ・ダタ内<sup>(4)</sup>にこの訴専門の審査・裁決機関である権限踰越審査部を設置するとする。「権限踰越の訴」をめぐってはいくつかの論点を指摘できるが、ここでは司法裁判権と行政裁判権の間に位置する、聖職者の司法特権に焦点を当てたい。「権限踰越の訴」の判例上大きな位置を占めているのは、対聖職者司法訴追の許可の申請という意味合いにおける権限踰越の訴であり、これについてのコンセイユ・ダタ権限踰越審査部の判定 (decision)<sup>(6)</sup>が蓄積される間に、「権限踰越の訴」の制度の存在は、聖職者を司法裁判所に召喚することが要求される際、これを一定限度において妨げ、聖職者を保護する制度として現実に機能するようになっていた。これがここでいう聖職者の「司法特権 (immunité judiciaire)」である。

(1) 正式名称は「フランス政府とピウス七世聖王との協定」Concordat と通称される。

(2) 正式名称は「礼拝の組織化に関する法律」。

(3) 「権限踰越の訴」を指すフランス語の用語は一定していない。appel comme d'abus がアンシャン・レジーム以来の伝統的な用語であ

るが、一九世紀半ばに *recours comme d'abus* という表現がコンセイユ・デタの判例において用いられるようになる。そして一八五〇年代(筆者の調べでは一八五五年)に *recours pour abus* という呼称が登場していることが判例集から知られるが、その後も用語の混在は続き、コンセイユ・デタにおいて *recours pour abus* が定着するのは一八七〇年代からである。Et Lafontaine, *Traité de la juridiction administrative et des recours contentieux*, t. second, 1888, p. 80. しかし論者の用いる用語は、その後も必ずしも *recours pour abus* に統一されているわけではない。フランスではその点の統一的な了解が存在しないというよりも、権限超越の訴はアンシャン・レジーム時代から一九〇五年二月九日の法律に至るまで存続した一貫した制度であるとの認識が通用しており、そのため一九世紀のそのみを特別な呼称で呼ぶ必要性がさほどなく、コンセイユ・デタが作った用語である *recours pour abus* を一九世紀について専属的に使用するかしないかは論者次第である。結局、*appel comme d'abus* に統一しても、時代を明確にしておきさえすれば不都合はないと思われる。

(4) 制度の概観については、拙稿「一九世紀フランス公法における『権限超越の訴』について(一)——権限超越の訴と行政訴訟——」早稲田政治公法研究・第三八号・平成四年・四二五頁以下を参照されたい。

(5) 拙稿「一九世紀フランス公法における『権限超越の訴』について(二)——権限超越の訴と司法裁判との関係——」早稲田政治公法研究・第三九号・平成四年・一七三—一七七頁を参照されたい。

(6) 権限超越審査部の審査結果を表す用語として、原語は *décision* であって *arrêt* は用いられないが、本稿においてはおおむね「判決」としたことを断っておきたい。

### 一 「特権的」保護の在り方

#### (二) 司法裁判権との管轄の重複

まずコンコルダ付属約款六一七条の定義する権限超越の諸ケースについて、論者によっていくつかの分類法があるが、<sup>(2)</sup>ここでE・ラフェリエールの分類法<sup>(3)</sup>に従ってみていきたい。これは全体を四つのケースに分類するも<sup>(1)</sup>

ので、ケース(1)世俗の当局が教会の当局に対し権限踰越の訴を提起するケース、ケース(2)教会内部の人間が教会の当局を相手取って権限踰越の訴を提起するケース、ケース(3)単なる私人が聖職者の行為に対して訴を提起するケース、ケース(4)行政の当局に対して聖職者の側から訴を提起するケースである。このうちケース(1)およびケース(3)が、司法裁判との関わりにおける主要なテーマであり、付随的にケース(4)が問題となってくる<sup>(4)</sup>。

ここで刑事事件の対象となる事案の例を二つのカテゴリーに分けて、右の権限踰越の訴の対象となる二つのケースに対応させてみたい。第1カテゴリーはカトリック教会小教区の一信徒Xが、礼拝の最中、司祭Yによって言動をもって中傷された。XはYの言動は名誉毀損罪にあたるとして、Yを告訴することを欲した。すなわち被害者Xは、司法裁判所に私訴を提起し司法手続を開始させ、最終的に加害者Yに対し有罪(有責)判決が下ることを望んだのである。ところが当事件は付属約款六条に列挙されているところの聖職者の権限踰越のケースの一つ、すなわちラフェリエールの分類によるケース(3)に該当するため、コンセイユ・データ権限踰越審査権の管轄内ということになる。第二カテゴリーはある司祭の礼拝中の説教のなかに、当局を批判する言辞が含まれていたとして、検察が軽罪裁判所に公訴を提起して刑事訴追を行なうことを欲した。この際、当該事件は「侵犯・越権」という権限踰越のケースの一つ、すなわちラフェリエールのケース(1)に該当して権限踰越審査権の管轄となる点が、訴追の障害となる。

このように、右の二つの事案に見られるように、聖職者に対する司法裁判所においての訴追に際し、権限踰越審査権が法律の明文をもって自らの管轄を主張するケースがありうる。したがって、聖職者を被疑者とする事件のすべてがコンセイユ・データ権限踰越審査部に廻されなければならないということでは決してなく、あくまで、六条に

列挙されている権限踰越のケースのいずれかに該当する事件のみがその対象となる。たとえば、「礼拝の執行に際して」という条件がついている点に注目したい。司祭の職務の遂行に付随して起こってくる違反(違警罪)または軽罪のケースのみが問題なのであって、司祭の職務の執行の外のところで行なわれたそれらについては、権限踰越審査の対象外である点を確認しなければならない。

司祭職の執行の外で行なわれたことについては、重罪 (crime)、軽罪 (délit)、違警罪 (contravention) のいずれについても一般法の適用を受ける<sup>⑤</sup>。司祭の職務の執行に際して行なわれた軽罪と違警罪の場合については、すでに述べたとおりである。ただし唯一残される問題として、司祭の職務に関係がありしかも重罪である場合には、きわめて政治的な色彩を帯び問題は複雑となる。右のケースの重罪とはいかなるものであるか、刑法の規定する典型的なものをおきたい。①口頭による当局批判。これはおおむね軽罪の部類に入れられているが、程度がひどい場合には重罪となる(旧刑法二〇一—二〇三条)。②文書による場合にはより刑が重く、すべて重罪である(同二〇四—二〇六条)。実際、判例上かなりよく見られるのは右の②のケースであつて、それらは司教や大司教が文書において当局を批判したとされる事件の例である。この場合、事件がまずコンセイユ・デタ権限踰越審査部に達しそこで権限踰越の宣言が行なわれたとすると、新聞が大々的に書き立て世論が沸騰し、弾劾された司教・大司教を殉教者にしがちとなる。世俗の当局の対応は、権限踰越の宣言を行なうことによつて威嚇的效果を与えるにとどめ、たとえ当該行為が刑法に抵触するものであつたとしても、被疑者の司教・大司教を司法裁判所において訴追するまでには至らないことが多い。世論は刑法二〇四条を適用させることについて、政府に厳しい視線を向けているのである<sup>⑥</sup>。しかし教会寄りの世論が政府攻撃を際立たせると当局側が態度を硬化させ、刑法二〇四条を適用させて重罪として司法裁判所において訴追する例もある<sup>⑦</sup>。なお司教・大司教の文書・司牧書簡、その他の行為に対

する権限豫越の訴においては、ガリカン教会の自由・独立および慣習に違反するという点が必ず判決文の中で言及される。またローマの聖座と連絡を取る行為は、付属約款一条に抵触する。

このように判例上さまざまなケースがみられるが、それらをまとめてみると、実際に聖職者に対して司法上の訴追が要求されてくる事件とは次のようなものである。名譽毀損(一八一九年五月一七日の法律一三一一八条により、軽罪)。結婚および埋葬に際しての司祭の職務の遂行における違背(結婚については、旧刑法の一九九条により、民法婚の成立なしに宗教上の結婚式を司式することは軽罪とされる。同様の観点から、埋葬については同三五八条。傷害(同三一一一条)。公然猥褻(同三三四条)。説教または文書において行われる当局に対しての批判(同二〇一一二〇二条)。公安命令違反または市町村令違反(同七一条一五号により、違警罪)。

(1) 「第六条 教会の上長およびその他の役職者からの、以下に掲げるすべての権限豫越のケースについて、コンセイユ・ナタへ提訴できる。侵犯・越権。共和国の法律と法規に対する違反。フランスで受け入れられているところの教会法によって確立された規範の侵害。ガリカン教会の自由・独立および慣習に危害を加えること。市民の名譽を危うくしたり、その良心を混乱させたり、市民にとって抑圧もしくは侮辱、または公の醜聞となる恐れのあるような、礼拝の執行に際してのあらゆる企てや振る舞い。」「第七条 礼拝の公の執行に対して、および法律・法規が礼拝の奉仕者に対して保障するところの自由に対して損害が加えられる際にも、同様にして提訴できる」。コンセルタ付属約款のテキストは次の通り。J. B. Duvergier, *Collection complète des Lois, Décrets, Ordonnances, Règlements, et Avis du Conseil-d'Etat*, t. 13<sup>e</sup>, 1826, p. 318 et s.

(2) 他6分憲法にこのことは以上を参照された。Maurice Hauriou, *Précis de droit administratif concernant le droit public et le droit administratif*, 2<sup>e</sup> éd., 1893, p. 709; A. Barbis, *Précis du cours de droit public et administratif*, 3<sup>e</sup> éd., 1869, pp. 796 à 822; Jacques de Lanversain, *L'appel comme d'abus dans la jurisprudence du Conseil d'Etat*; *Revue administrative*, n. 87, 1962, pp. 276 à 281; Claude Goyard, *Police des cultes et Conseil d'Etat du Concordat à la séparation*, *Revue administrative*, n. 220,

1984, p.338.

(3) Laferrière, *op. cit.*, p.81.

(4) その他の権限超越のケースについては、司法裁判との関係というテーマとは直接かかわってこないものでここでは扱わないが、たとえばケース(2)は教会内部紛争のケースで、興味深いものである。ここには、首都座に訴え出てそこにおいて審理が行なわれているべきであるにもかかわらず、それが行なわれていないので権限超越の訴えとしては却下であって、首都座での審理の方が先決問題であり移送されるべきであるとか、聖職者任命は国王の同意なしには行なわれえないのであって、権限超越の訴えという手段に訴える余地はなく、かつ訴訟的手段によって攻撃されることもできないとして却下されたりであるとか、訴の内容は権限超越のケースに該当しないと棄却されたりとか、はたまた行政訴訟とすべきであるとして却下されるなど、さまざまな対応が見られる。また、権限超越の訴えではなく行政訴訟としてコンセイユ・デクザンサシオに訴訟的手段によってこの種の訴えを持ち込んでいる例もある(却下されているが)。それに関連して、行政訴訟として訴え提起されたが却下され権限超越の訴えとする以外に訴の余地はないとされるパターンもあり(ラフェリエルの言う「真の無権能」のケースがこれである。 Voir Laferrière, *op. cit.*, p.92)、教会の当局を相手取る訴えにおいて、行政訴訟と権限超越の訴え、また今一つの「裁判」機関としての首都座の「裁判権」(首都座が *jurisdiction* を有しているかどうかということがすでに大きな論点である)との間の、これら三者の管轄の問題は複雑な問題を含んでいるので、今回はこれ以上の言及を控えたい。

(5) Hauriou, *op. cit.*, p.709.

(6) Jacques Lafon, *Les poursuites contre les ministres du culte au XIX<sup>e</sup> siècle, Conseil d'Etat 1978-1979: études et documents*, p. 119.

(7) *Ibid*

(二) コンセイユ・デクザンサシオの裁量権に基づく保護の実態

コンコルダの付属約款六条の存在によって、やむを得ずまず権限超越審査に廻さなければならぬ事件について、司法裁判所への公訴及び私訴の提起の許可を、権限超越審査判事に請求するという性格の権限超越の訴えが、判例上多く見られる。ここにおいて、提訴する側にとって権限超越の訴えは、司法上の訴追の許可を得るための手続と化し



ている。このような請求に対して、権限越審査判事は許可を与え司法裁判所への移送を認めることができるが、その判断は権限越審査判事の裁量次第というのが一般的である。<sup>①</sup>

聖職者に対する訴追許可申請としての権限越の訴について、権限越審査判事の有する裁量権は広大なものであり、しかもそれは常に聖職者の有利に働いており、聖職者を司法裁判にかけるにあつての防波堤としての役割を果たしていた。<sup>②</sup>

訴追許可申請を伴う権限越の訴に対してコンセイユ・デタ権限越審査部のとる態度は、以下の①～④に分かれる。①権限越と主張されているところの行為は、そもそもなかったとする。または当該行為は権限越の性格も軽罪の性格も有しないとして、訴を棄却、すなわち司法訴追のための許可申請は退けられる。これは単なる私人の要求に基づく権限越審査の際の一般的なパターンである。<sup>③</sup> ②当該行為事実は咎められるべき性質のものであるが、被疑者の申し出た謝罪または自発的に表明した悔悛を考慮して、権限越宣言の必要も司法裁判所への移送の必要もないとするもので、結論としては①と同様である。これらは、被疑者聖職者本人が上長に釈明して、上長から世俗の当局に取り成しが行なわれているのが一般的である。<sup>④</sup> ③申し立ての妥当性を認めつつ、②と同様に被疑者の謝罪等<sup>⑤</sup>に免じて、権限越宣言を発するにとどめ、訴追許可申請については退けるとする。<sup>⑥</sup> ④権限越の宣言抜きで訴追許可を与える。これは、司法裁判所に移送されてそこで裁判を受けることとなる被疑者の不利になることを慮って権限越宣言を控えると解され、比較的犯罪性の確かな事件についてのみ下される決定である。<sup>⑦</sup>

以上のように、コンセイユ・デタ権限越審査部のとる態度のうち移送許可を与えるのは④のみである。権限越審査判事は、なるべく被疑者聖職者の有利になるように、いわばその保護を計ることを使命として決定していることは明らかであると言わざるを得まい。権限越審査判事は、「当該行為の刑罰をもって裁かれるべき性格が、

議論の余地なきものでない限り、訴追許可を与えない<sup>(9)</sup>のである。また CONSEIL・テタの裁量は一定の傾向を示している。それは、私人の訴の場合に比べ、世俗の当局が訴える場合の方がはるかに取り上げられる確率が高いということであり、それは司法裁判所に移送することであっても、権限踰越の宣言を出すことであっても、ともかく被疑者聖職者になんらかの制裁が加えられるのは、訴の当事者が世俗の当局である場合が確立的に圧倒的に高いということと言えるであろう。<sup>(10)</sup>

(1) 権限踰越審査判事から司法裁判所への移送については、コンコルダ付属約款の八条の規定に基づく。「第八条 訴の提起は、関係者すべてがその資格を有する。私人が訴を提起しない場合、職責によって知事がこれを行なう。右の訴を提起することを欲する公務員、教会関係者または私人は、諸宗教に関するすべての事項を担当する CONSEIL・テタ評定官宛に、署名入りの詳細な覚え書を提出することを義務付けられる。右評定官は、時をおかす必要な情報収集を行なう義務を負う。その報告に基づき、事業は行政的形態において検討されて終局的な解決をみるか、またケースごとの必要性次第で所管の当局に移送するものとする」。なお第八条は問題点が多い。前掲拙稿(一)四三八―四四〇頁、同(二)一七五―一七六、一八〇―一八二頁を参照された。

(2) Lafon, *op. cit.*, p.121.

(3) ① 各種の判例を以て「Lafon」No° 27 août 1839, *Veuve Hue c. André*, Rec. t. 9<sup>e</sup>, pp. 471 à 474; 18 mars 1841, *Loisel c. l'évêque de Séez*, Rec. t. 11<sup>e</sup>, pp. 109 à 110; la même date, *Poitier c. le desservant de Julley*, *ibid.*, pp. 110 à 111; 27 avril 1841, *Angely c. le desservant de Loz*, *ibid.*, pp. 156 à 157; 3 juin 1850, *Demoiselle Maugeon c. Beham*, Rec. t. 20<sup>e</sup>, p. 1105; 15 novembre 1854, *Fournel c. Capdenille*, Rec. t. 24<sup>e</sup>, p. 1144; 17 janvier 1855, *Bigotte c. Fournier*, Rec. t. 25<sup>e</sup>, p. 984; 7 avril 1855, *De Rochemur Saint-Cyr*, *ibid.*, p. 865; 22 nov. 1856, *Sabatès c. Ducos*, Rec. t. 26<sup>e</sup>, pp. 821 à 822; 3 jan. 1857, *Demoiselle Soule c. Abbadie*, Rec. t. 27<sup>e</sup>, p. 925; 3 mars 1857, *Dame Grassin c. Huet*, *ibid.*; 2 mai 1857, *Delacoste-Depoir c. Audureau*, *ibid.*, p. 926; 23 nov. 1857, *Poinot c. Chabot*, *ibid.*, p. 927; 28 nov. 1857, *Moulin c. Dèan de Luigne*, *ibid.*; 21 février 1859, *Maignon de Roques c. Lafargue*, Rec. t. 29<sup>e</sup>, p. 905; 24 avril 1860, *Lepère c. Doulier*, Rec. t. 30<sup>e</sup>, p. 937; 16 août 1860, *Masserot c.*

*Sausseret*, *ibid.*, p. 938; la même date, *Revellat*, *ibid.*, p. 939; 10 avril 1861, *Maire*, *Rec. t.* 31°, p. 1063; 12 nov. 1861, *Grané c. Bouquiès*, *ibid.*, pp. 1064 à 1065; 14 déc. 1861, *Grison c. Mangeot*, *ibid.*, p. 1065; 26 mars 1862, *Populus c. Barbier*, *Rec. t.* 32°, p. 999; 23 juillet 1863, *Bodez c. Viry*, *Rec. t.* 33°, pp. 1004 à 1005; 8 octobre 1863, *Mercier c. Seydel*, *ibid.*, p. 1006; 10 fév. 1864, *Moisset*, *Rec. t.* 34°, pp. 1160 à 1161; 10 mai 1865, *Helion c. Cantat*, *Rec. t.* 35°, pp. 1186 à 1187; 1<sup>er</sup> juil. 1865, *Ribeyren c. Fournier*, *ibid.*, p. 1187; 28 oct. 1865, *Mercier c. Emery*, *ibid.*, pp. 1187 à 1188; 3 mars 1866, *Laserra c. Mariande*, *Rec. t.* 36°, p. 1370; 31 mars 1866, *Lartique c. Cherville*, *ibid.*, p. 1371; 22 jan. 1867, *Sebaoun c. Parienti et Aïn Caoua*, *Rec. t.* 37°, pp. 1113 à 1114; 20 nov. 1867, *Desmons c. Herrengt*, *ibid.*, pp. 1115 à 1116; 28 déc. 1867, *Meichelbeck c. Albert*, *ibid.*, p. 1116; 10 déc. 1868, *Drouin c. Pierre*, *Rec. t.* 38°, p. 1109; 18 juin 1870, *Delaroque c. Renouf*, *Rec. t.* 41° (1871), p. 444; 11 avril 1873, *Larroque c. Cazenave*, *Rec. t.* 43°, p. 161; 16 avril 1878, *Gleizes c. Perramond*, *Rec. t.* 48°, p. 1154; 26 déc. 1878, *Maire et consorts de la com. de Castel-Arrouy c. Carenté*, *ibid.*

(㉔) 川口郷の戸長を以てして 19 déc. 1849, *Pointier c. Gautois*, *Rec. t.* 19°, pp. 1105 à 1106 (1850); 13 juin 1856, *Guibert c. Esseau*, *Rec. t.* 26°, p. 821; 15 nov. 1858, *Corcinos c. Iglésis*, *Rec. t.* 28°, p. 893; 21 juil. 1866, *Lacube c. Garsal*, *Rec. t.* 36°, p. 1371; 26 déc. 1868, *Merac et consorts c. Arian de Lamothe*, *Rec. t.* 38°, pp. 1109 à 1110; 15 fév. 1876, *Quenza c. Panzoni et Bragatoni*, *Rec. t.* 46°, p. 970.

(㉕) 龍崎郷の戸長を以てして 龍崎郷の戸長を以てして 龍崎郷の戸長を以てして 龍崎郷の戸長を以てして Voir Lafon, *op. cit.*, p. 120.

(㉖) 川口郷の戸長を以てして 18 mars 1841, *Mauron*, *Rec. t.* 11°, pp. 108 à 109; 1<sup>er</sup> mars 1842, *Le curé de Saint-Bénique, à Dijon, et le commissaire de police près le tribunal de simple police de cette ville*, *Rec. t.* 12°, pp. 85 à 88; 4 avril 1845, *Labourel c. Boussac*, *Rec. t.* 15°, pp. 165 à 166; 30 juil. 1847, *Schlumberger et consorts c. Erny*, *Rec. t.* 17°, p. 530; 12 fév. 1859, *de Sainte-Marie c. Camard*, *Rec. t.* 29°, pp. 904 à 905; 18 mai 1859, *Lecamus*, *ibid.*, p. 905; 10 nov. 1862, *Aldebert c. Nougaret*, *Rec. t.* 32°, p. 1001; 13 déc. 1864, *Davoud c. Paris*, *Rec. t.* 34°, p. 1162; 17 juin 1865, *Blaize c. Taillard*, *Rec. t.* 35°, p. 1187; 26 déc. 1878, *Ducroux c. Rageys*, *Rec. t.* 48°, p. 1154;

(㉗) 川口郷の戸長を以てして 25 avril 1841, *Rey, curé de Goncelin*, *Rec. t.* 11°, pp. 157 à 158; 27 avril 1841, *Rey, curé de Goncelin*, *ibid.*, pp. 158 à 159; 23 juin 1846, *Genoud*, *Rec. t.* 16°, pp. 348 à 349; 1<sup>er</sup> oct. 1858, *Dubois c. Recoules*, *Rec. t.* 28°,



*Cartier*, Rec. t. 379, p. 1114; 22 mars 1867, *Meffrey c. Cartier*, *Ibid.* : 20 mai 1870, *Sieur Grandpré et sieur et dame Grégoire contre Campara*, Rec. t. 419 (1871), p. 443; 18 juil. 1870, *Commune de Noyal-sur-vilaine c. l'évêque de Rennes*, *Ibid.*, p. 444; 12 fév. 1876, *Sieur Mareschal et consorts c. Pochon*, Rec. t. 468, p. 970; 11 fév. 1879, *Recours pour abus c. l'abbé Bancoux*, Rec. t. 498, p. 897.

## 二 法解釈論的見地からみた聖職者司法特権

### (一) 判例変更の動き

一九世紀後半に至り、聖職者の司法特権をめぐる法的状況は、判例変更という形で大きく変わる。そしてこれに關与するのは、コンセイユ・アタと破毀院の両者である。

一八六一年、破毀院が先に動きを見せ、檢察による司法起訴の場合コンセイユ・アタの権限越審査部の起訴許可なしに、直接聖職者を司法裁判所に刑事訴追できるという見解を示した。<sup>(1)</sup>この破毀院の見解はあくまでも檢察による起訴の場合に限っているのであって、私訴に基づく刑事事件の場合にも司法裁判所への直接係属を認めたものではない。破毀院は、四半世紀以上にわたってこの判例に固執する。一方、コンセイユ・アタ権限越審査部は、破毀院の判例変更後も自らの従来の態度を崩すことなく、司法裁判所への移送の許可の申請に対して、自らの裁量に基づいて審査結果を下していたため、ここにおいて、司法裁判所とコンセイユ・アタの判例が相互に矛盾し、聖職者の司法訴追について、両者が態度を対立させることになった。

次に、コンセイユ・アタの側が態度を一変させた。それは、権限越審査部が一八八〇年の同日に下した四つの判決による。<sup>(2)</sup>すなわち聖職者の刑事事件について司法裁判所に起訴するにあたっては、あらかじめ権限越宣言がなさ

れる必要はなく、事案は(直接)司法裁判所に係属するのであり、したがってコンセイユ・デタとしては起訴許可申請について不受理(non receivable)とすると判示し、さらに「付属約款は、刑罰諸法の適用を受くべき聖職者の保護を目的としていない」と判示したことで、自ら、聖職者の刑事訴追に対しての防波堤たることを放棄する宣言を行なったのである。ただしこれら同日の四判決は、いずれも檢察による起訴に対する許可権の放棄であり、つまりこの時点では、コンセイユ・デタの判例は再び破毀院のそれと一致している。つづいてコンセイユ・デタは、翌一八八一年、今度は私人の訴の提起に基づく訴追許可申請に際しても同様の態度を示し、ここにおいて、コンセイユ・デタは刑事訴追の全面自由化に踏み切った。それは、永年聖職者に対する司法裁判の余地を自らの裁量次第の許可に従属させつづけ、司法裁判所側の異論が提出されてからも二〇年近くにわたって裁量権を手放さなかつたコンセイユ・デタの一八〇度の方針転換であり、聖職者保護の姿勢の放棄という明確な意志を示すものであろう。

同時にこのことは、コンセイユ・デタと司法裁判所との判例のずれが再開したことを意味する。そのために裁判の隙間が生じたことが原因で、コンセイユ・デタの意図とは逆の事態が起こってきた。それは以下のようなケースである。私人が聖職者の刑事訴追を目的として私訴を提起し、司法手続を開始させることを欲する際、司法裁判所では破毀院の一八六一年の判例に従い、コンセイユ・デタの訴追許可の要ありとして訴を却下してしまう。そこで訴追許可を申請しても、コンセイユ・デタとしては、自らの一八八〇年・八一年の一連の判決に基づき、右のような事案についての訴追許可権を有しないと、ここでもまた却下とする。よってここにおいて裁判拒否(rejection of justice)が生じ、私訴に基づき訴追されるべき聖職者は、法の谷間に入って、かえって以前よりも保護された状態にあることになるのである。

このような事態はコンセイユ・デタとしても破毀院としても本来望むところではなく、そこで両者ともに逡巡を

見せつつもなんらかの対応を迫られ、法解釈の面で両者それぞれの工夫が要求されてこよう。

- (1) 次の判決による。Cour de cassation, Chambre criminelle, 10 août 1861, *Lhénéaux*.
- (2) 四〇の判決を、便宜上番号を付けて「三」に掲げよう。17 août 1880, *Commissaire de police du canton des Ponts-de-Cé et préfet de Maine-et-Loir, c. Pineau, desservant de Saint-Méloines*, Rec., t. 50<sup>e</sup>, p. 1098 à 1099 — (1); *Préfet de Maine-et-Loir, c. Pineau*, pp. 1099 à 1100 — (2); *Huneau*, p. 1100 — (3); *Ogerdas*, pp. 1100 à 1101 — (4).
- (3) 前注の判決の(一)と(4)。
- (4) 同(二)と(3)。
- (5) 次の判決による。17 mars 1881, *Dame Berkeley c. l'abbé Guy*, Rec., t. 50<sup>e</sup>, p. 1059.
- (6) *Laferrière*, op. cit., p. 101; *Lanversin*, op. cit., III, p. 491; *Lafon*, op. cit., p. 131.
- (7) *Lafon*, op. cit., p. 131.

## (二) 「裁判拒否」と判例による解決

前述したように、破毀院とコンセイユ・データの判例の相互矛盾によって司法・行政の両裁判所がともに裁判拒否する事態が生じ、一定の事件がこの司法の隙間に入る。この時点では、純粹な権限踰越の訴を提起し、それに対して権限踰越審査部が権限踰越ありという判断を下すことによって、辛うじて被疑者聖職者の糾弾の用途が残されていたにすぎなかつた。<sup>(1)</sup>そこでまず司法裁判所側から破毀院が、コンセイユ・データ権限踰越審査部の権限踰越という審査結果をもって訴追の許可と見做すという見解を示し、司法の隙間を埋める努力を見せた。<sup>(2)</sup>ここにおいて権限踰越の訴は、再び訴追許可申請と同義であるとの様相を呈する。権限踰越審査部は、訴追許可については自ら管轄違いであるとして一切これを退けるにせよ、純粹な権限踰越の訴に対して権限踰越の宣言を行なった時点で、司

法裁判所はこれを訴追許可と見做して自らの側に事案を引き取り、審理を開始するからである。コンセイユ・デタは、右のような「権限踰越の申請に偽装された訴追許可申請」<sup>(3)</sup>を突き付けられて当惑し、これを受理するか審査拒否するかで逡巡した。<sup>(4)</sup>

聖職者保護の方針を捨てて、対聖職者訴追許可権を手放したものの、権限踰越の訴についての管轄を依然として保持しているコンセイユ・デタ権限踰越審査部は、今一つの問題を突き付けられる。それは司法裁判所において先決問題として提起され、そこから移送されてきた権限踰越の審査についてである。コンセイユ・デタが聖職者訴追許可権を放棄したために、檢察は破毀院の判例どおり、刑罰を伴う法令に違背した聖職者を直接起訴し、禁圧裁判所に召喚するようになったが、刑事被告人となった聖職者が司法裁判所の法廷で、権限踰越の審査が先決問題であると主張してきたとき——一般的な例を挙げれば、宗教行列を行なったことで公安命令または市町村令違反として起訴された聖職者が、司法裁判所において、その行政命令の方がそもそも権限踰越であると主張するならば、いかに対応すべきか。ここにおいて、司法裁判所とコンセイユ・デタの双方の見解と態度が再び問題となってくる。右のような場合、権限踰越審査の先決性を司法裁判所側が認め、その裁定のために、司法裁判所は事案をいったん所管の当局、この場合はコンセイユ・デタ権限踰越審査部に移送し、その裁定がおきるまで自らの裁判を猶予するであろうか。一方コンセイユ・デタ権限踰越審査部の側は、移送されてきた事案を裁定する権限を自らに認めるであろうか。

破毀院は右のケースにおいて、権限踰越の審査が先決であることを認め、コンセイユ・デタ権限踰越審査部への移送を許可してきたことを判例が示している。<sup>(5)</sup>一方コンセイユ・デタも、この問題に関しては破毀院と歩調を合わせ、権限踰越の審査が先決問題であるとして司法裁判所が事案を移送してくるならば、自ら当該事案についての



権限踰越の審査を行なう権限を有するという態度をとり続けている。しかし一八八〇・八一年の判例変更以来、コンセイユ・デタは聖職者保護の方針を転換させているのであり、すでに聖職者を禁座裁判所に引き出すについて関与しその許可権を掌握することを放棄した以上、聖職者の訴追に関してややもすると無関心な態度をとるような事態が見られた。したがって移送されてきた先決問題の審査についても気が進まず、管轄違いとしてこれを退けたいというのが本心であったが、<sup>⑥</sup>純粹な権限踰越の訴を却下できないのと同様に、<sup>⑦</sup>先決問題としての権限踰越の審査も拒否できないという見解に落ち着くことになる。<sup>⑧</sup>

このようにして聖職者に対する訴追をめぐり、司法裁判所とコンセイユ・デタの管轄についての解釈の不一致によって生じた裁判拒否の問題は、性格はどうあれ一切の権限踰越の審査についてコンセイユ・デタが自らの管轄を認めることによって、ほぼ解決された。

裁判拒否の危険性については、一八八八年破毀院がコンセイユ・デタの一八八一年の判例に従ったため、その全面的な解決が得られた。<sup>⑨</sup>よって檢察による起訴の場合はもちろん、私人による告訴に基づく事件の場合も、直接に司法裁判所に係属することが認められることとなった。これはすなわち、訴追の全面自由化を意味する。こうして、聖職者司法特権はコンコルダ体制一〇〇年の間、法の文言の上では変化しないまま、司法裁判所とコンセイユ・デタのそれぞれの判例によって、一八〇度の転換を見ることになったのであった。前述したようにコンセイユ・デタの一八八〇・八一年の判決が、その大きな転換点を画するものであった。コンセイユ・デタは聖職者に対する特権的保護を中止し、一般法の中に放り出した。聖職者はここに、基本的に通常の法規に従う身分となった。

(一) Lafon, *op. cit.*, p. 133.

- (2) *Ibid.*, p. 134; Lanversin, *op. cit.*, III, p. 491.
- (3) Lafon, *op. cit.*, p. 134.
- (4) *Ibid.*; Lanversin, *op. cit.*, III, p. 491.
- (5) Laferrière, *op. cit.*, p. 102; Lafon, *op. cit.*, p. 136. されば許すべからざる。なほならば、権限超越の先決問題は行政行為の解釈または正当性の先決問題と著しく性格が似通つてゐるが、被受託は、当該行政行為の合法性・正当性については司法裁判所自ら解釈する権限を有するためコンセイユ・デタに移送する必要はないと考え、権限超越についてはその解釈権を権限超越審査権の管轄とする態度と逆であるからである。
- (6) 訴追許可権を放棄したコンセイユ・デタ権限超越審査部に、この時期もたらされる権限超越の訴は、訴追許可申請が「偽装された」(Laferrière, *op. cit.*, p. 104) または「変形された」(Lanversin, *op. cit.*, III, p. 491) もにすぎないのであり、かつ先決問題として移送されてくる権限超越審査要求も同種のものであるとの説論に基い。
- (7) 形式上純粹な権限超越の訴であるが、その実「偽装された訴追許可申請」であるものも含む。
- (8) この種の判例を掲げる。7 juil. 1886, *Sieur Gros contre sieur Adam, curé de la commune de Brouveliers*, *Rec. t.* 56<sup>e</sup>, p. 951; 19 juil. 1886, *Sieur Arthurd, aubergiste à Saint-Pierre-la-Rochelle contre sieur Chas-tagner, desservant de ladite commune*, *Rec. t.* 56<sup>e</sup>, p. 951; 17 août 1886, *Préfet de Loir-et-Cher contre desservant de Lunay*, *Rec. t.* 56<sup>e</sup>, p. 951 à 952; 30 jan. 1887, *de la commune de Meulin c. abbé Dumoucau*, *Rec. t.* 57<sup>e</sup>, pp. 892 à 894. なお次の指摘を付け加えた。コンセイユ・デタの先決問題に対する態度は、全般的に言つて一定している。行政行為の合法性・正当性の解釈に關しても、司法裁判所からの移送があればコンセイユ・デタに審査権があるとの立場を崩しておらず、この点、破毀院の見解とは対立してゐるわけである。
- (9) 次の判決による。Cass. Crim., 2 juin 1888, *Culhé*; 3 août 1888, *Chantreau*.

### (三) 公務員特権との異同

聖職者保護について論じる際、公務員保護との類似性を看過するわけにはいかないであろう。<sup>(1)</sup> 公務員は、共和暦八年(一七九九年)の憲法七五条の規定する一定の保護を受けていたが、一八七〇年九月一九日のデクレロー

ワは右の条項を廃棄し、かつ、あらゆる一般法または特別法の規定で、公務員に対する訴追を妨げる目的を有する規定を廃するとした。こうして公務員の司法上の特権が消滅したのであるが、この時点で聖職者のそれはなお存続している。

破毀院とコンセイユ・アタはともに、公務員・聖職者各々の保護についての議論を分けている。「聖職者は公務員でない」との判断をまず破毀院が明快に示し、つづいてコンセイユ・アタがそれに追従した。<sup>(4)</sup>ところで破毀院について、前述した一八六一年の判例変更の際し、この点をめぐる論議が起こっている。破毀院の判例変更は、訴追の自由化賛成の立場から、右の一八七〇年のアクレローワにそぐわないという批判を受けるが、これに対して破毀院は、聖職者は公務員にあらずという明確な態度をもって、この議論に関する自己の立場を確認している。<sup>(6)</sup>

よって公務員保護と聖職者保護の間には、司法・行政の両裁判所の態度において必ずしも並行関係が見られるわけではなく、ただ類推が予測されるにすぎないと結論するにとどめるべきであろう。実際のところ、公務員保護と聖職者保護とは、時期的、件数的に呼応していない。<sup>(7)</sup>なお、公務員保護は途中で断ち切られるので、その時点からは聖職者保護とはむしろ完全な行き違いを見せるのであり、聖職者保護がシステムチック性の少ない保護ではあっても、依然としてそれを享受しつづけられるのとは対照的な事態となるのである。やがて公務員特権同様、聖職者特権も消滅するが、それは前者が実定法上の改正によるのに対し、後者は、判例に基づいて同じ結論に達したという点においても相違があるといえよう。

(1) Lalou, *op. cit.*, p. 126.

(2) 共和暦四年の憲法七五條(テキストは次頁より。Léon Duguit et Henry Monnier, *Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, 5<sup>e</sup> éd., 1932, p. 127.)「大臣を除く政府官吏の職務に関連して訴追を行なう際には、コンセイユ・

データの許可を得なければならぬ。その場合は、訴追は司法裁判所において行なわれる」。

(3) Cass. Crim., 23 juin 1831, S. 1831-1-264.

(4) C. E., 5 mars 1855, *Lamerlière*.

(5) 一八六一年の破毀院の判例変更は、刑事訴追の自由化賛成側からも、逆に従来の立場に立つて訴追の自由化に反対する側からも同時に批判された。 Voir *Lafarrière, op. cit.*, p. 98.

(6) *Lafarrière, op. cit.*, pp. 98 à 99; *Lanversin, op. cit.*, p. 491. 破毀院は、この後も、公務員と聖職者を明らかに区別する態度をとる。公務員の行政行為の適法性を問う際と、聖職者の職務執行における権限踰越を審査する際との間に見られる判例の相違(前節の注(2))を参照のこと)は、ここに由来すると思われる。

(7) 一八二七―一八九九年に、公務員に対する訴追許可申請が三七二―三三件あり、九三五件がコンセイユ・データによって受理されている。許可率が最高になったのは一八四七年で、五二パーセントである。それは申請数が最高となった年でもあって、一四六件である。第二帝政のはじめ頃は、申請および許可の件数は上昇し続け、そして減少に向かう。聖職者に関しては、一八四一―一四七年の間に二六件に対して訴追許可のおりたのは八件であり、一八五八―一八九九年には二六件に対して一件ある。このように、訴追許可申請に対してのコンセイユ・データによる堰板の閉鎖の時期は、常に対応しているというわけではない。一八四一―一五〇年は、コンセイユ・データが申請をかなり自由に受け入れてるように思われる期間であり、この時期には同様の傾向を示しているが、その後は相違を見せはじめ、さらに第二帝政下ではまったくの行き違いとみる。 *Lafon, op. cit.*, p. 127.

### 小 結

聖職者司法特権はそもそも、元首(政府)が直接的に教会に関する事項を把握する必要から生じたところの権限踰越の訴に立脚するものである。ところがコンコルダ体制の時代である一九世紀において、次第に司法裁判所とコンセイユ・データの管轄に関する判例の対立、すなわち法解釈的な議論が前面に出てくるようになる。

聖職者司法訴追については、世俗の当局が聖職者(その多くは司教や大司教など高位聖職者)を訴える場合と、私人がこれ(その多くは小教区の主任司祭や助任司祭など)を訴える場合とに分けて考える必要がある。前者においては、ガリカニズム(*gallicanisme*)を引きずる国家と教会との協調という態度が保持されることが多く、高位聖職者を司法裁判所に召喚するのは稀である。ただし一八八〇年以降は、共和国フランスが急進主義に主導されて国家・国民の二分解が始まるために、政治状況を反映してコンセイユ・テタは保護を打ち切る。後者の場合は、当初「村の紛争(*querelles villageoises*)」<sup>(1)</sup>あるいは「村の事件(*affaires de village*)」<sup>(2)</sup>と呼ばれるケースがその中心をなしており、これらは小教区の住民と彼らの司祭との間の、主に名誉毀損をめぐる紛争であるが、これらに対して国家は、コンセイユ・テタの裁量のもと、犯罪性の確かなものでないかぎり司法訴追を認めなかった。しかしコンセイユ・テタが態度を約変させた一八八〇年・八一年以降は、事件を直接司法裁判所に係属させて被疑者の司祭を訴追できるようになる。また紛争の性格自体このころには変容し、村ではなくむしろ都市で起こる事件が中心となってくる。これはアンチ・クレリカリズム(*anticlericalisme*)の台頭など、背景にある社会の動きとの関連によると考えられよう。

結局、判例によって聖職者を一般法に従属させ、かつ、一九〇五年二月九日の法律(政教分離法)およびそれにつづく翌年早々の判決(C. E., 19 jan. 1906, *Epoux Verger*, Rec. t. 76e, p. 1000)が権限踰越の訴の制度の廃止を確認したことにより、実定法上も聖職者司法特権が消滅するに至るのである。

(1) Lanversin, *op. cit.*, I, p. 280 et III, p. 493.

(2) Lafon, *op. cit.*, p. 127.